

3 加入促進・脱退希望者への対応

○ 加入促進

新しく引っ越してきた方は、地域のことが分からず、自治会に加入したくてもどうしたらいいか分からない方や、自治会があることを知らない方もいるかもしれません。実際、「自治会があることを知らなかった」という声もあります。加入者を増やすことは地域の環境や安全安心を保つなど、みんなで地域をつくっていくために大変重要です。自分たちの自治会に加入してもらうよう声かけをしましょう。



● 訪問時期

転入された方が居住を開始されたことを知ってから、できるだけ早く訪問するとよいでしょう。また、転入者が引っ越しの挨拶に見えた際に、区民が区や組などについて案内をするようにお願いしておくのもひとつの方策です。

注意 訪問の際の注意点

- 早朝や夜間、食事時間はなるべく避けましょう。
- 初回訪問は5分程度で簡単に説明しましょう。
- チャイムの鳴らしすぎは、しつこいと思われるので注意しましょう。
- 訪問する日時など、事前にお知らせしておくことも有効です。



区長の連絡先の案内

市では、市役所へ転入届を提出された際に、区（自治会）の存在と加入について説明をし、区長の氏名と連絡先（電話番号）を転入された方へ伝えています。

区長へ連絡があった際には、より具体的な自治会加入の説明をよろしく願いいたします。

○ 脱退希望者への対応

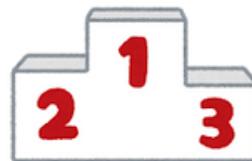
● まずは脱退希望者の意見を丁寧に聞き取りましょう

一度区などの自治会に加入していても、さまざまな理由で脱退をしたいという方がいた場合は、まずどうして脱退したいのか理由を丁寧に聞き取ることが大切です。

なぜ脱退したいのか根本的な原因がわかれば、脱退しなくても原因を取り除くことで、引き続き同じ地域で暮らす住人として、共に穏やかな暮らしを続けることができます。

脱退希望者の脱退したい理由

(3 つ の 推 察)



(1) そもそも人との関わり（近隣住民との関わり）が煩わしい

- ・ 集金など他人の訪問が嫌だ、清掃などの作業や行事などで人と関わるのが億劫など。

(2) 役員をやりたくない

- ・ 組長などの役員として各戸へ集金に出向いたり、会議の出席など、自分の生活に新たな負担できることが嫌だ。

(3) 区に入っているメリットや、区費を払っている恩恵を感じない。

- ・ 毎年合計1万円以上払っているが、自分に恩恵が得られていないと感じる。

3

加入促進・脱退希望者への対応

●感情的にならず、正確な情報を伝えて考え直してもらいましょう

地域によって、または自治会の役員の意識としては、「自治会には入っていて当たり前」という気持ちや価値観が強いと思いますが、住人の価値観は多様なので、まずは正確な情報を共有することが大切です。

例えば・・・

- ・区費などの自治会費が何に使われているのか分かりやすい資料を作り、説明する。
 - ・公民館などの集会施設やごみステーションなど、自治会が管理している施設を住民が協力し合って管理していることで、安価に維持ができていた事などを伝える。
- ⇒普段は気がつかない恩恵を受けていることを知ってもらうことで「実は脱退しないほうが負担が少なく、暮らしやすい」ことを再認識していただける。

●脱退希望者の声は、自治会活動や役員の決め方を見直すきっかけにもなる

自治会を脱退したいという声の中で「役員の負担が大きい＝自分にはできないから自治会を脱退したい」という意見が市には多く寄せられます。

高齢化や70歳前後まで就労延長をされている方が多くなったことなど、一昔前とは違って自治会の役員を担うことに対しての負担感が大きくなっています。

これまで自治会内の約束事として役員の輪番制を守って来ていたとしても、現実的には難しい状況とも考えられます。実情に合わせて自治会の事業内容や役員の決め方の見直しを考えてみましょう。

例えば・・・

- ・今までは、役員を原則仕事をされていない人から選出していた
⇒ 仕事をやっている人も選出できるよう、役員業務の負担を軽減した
- ・自治会内の一斉清掃の回数を減らすなど、事業を見直した
⇒ 住民の実情に合わせたことで、脱退者が減った。

○ 加入案内や脱退希望者から想定される質疑応答例

想定される質疑応答例です。自治会の活動内容にあわせて、ご活用ください。

Q. 1 加入は義務なの？

A. 1 義務ではありませんが、ごみ集積所や防犯灯の維持管理などの活動は、区や常会、組などの自治会が行っています。住みよい地域づくりのためご協力をお願いします。



POINT！

みんながすぐに同意してくれるわけではありません。根気強く説明して理解してもらいましょう。

Q. 2 区に加入していないと、ごみ集積所の利用や防犯灯の設置はしてもらえないの？

A. 2 ごみ集積所や防犯灯の維持管理は、区や常会、組などの自治会が行っています。地域がきれいであるのも、日頃の自治会活動の成果です。加入していただき、ご協力ください。



POINT！

ごみ集積所や防犯灯の維持管理を区や常会、組がしているということを知らない住民もいます。その点をていねいに伝えながら、加入促進をしている区もあります。

Q. 3 忙しくて帰りも遅く、活動に参加できません

A. 3 ご都合に合わせて、できる範囲で参加していただければ構いません。



POINT！

現役世代は、仕事や子育てなどで多忙なことも多く、全ての活動に参加をしなくてはいけないのではないかと不安に思っています。自治会の活動はみんなが協力し合っていることに理解を求め、それぞれの事情に合わせて、できる範囲の参加をお願いします。

Q. 4 役員ができません

A. 4 役員の負担を減らすよう、取り組みを行っています。また、役員同士が協力し合っ
て務めることで新たな交流ができ、お付き合いも広がります。



POINT！

共働きや高齢などにより役員の責務が十分に果たせないとして、区や常会を脱退する方
が多くなっています。

ある一定以上の要件を満たした方には役員を免除するなどの決まりを設けることにより、
脱退者の増加を防ぐ取り組みをしている区もあります。

Q. 5 単身赴任（又は学生）のため、長く住まない予定ですが

A. 5 ごみ集積所や防犯灯の維持管理や地域の清掃活動など、住みよい環境にするために、
区の活動は気づかないところで皆さまの生活に役立っています。短期間でも構いませ
るので、ご協力いただけませんか。



POINT！

短期居住者や学生については、区費の減額や役員を免除するなど、生活の負担にならな
いよう配慮し、加入を呼びかけるのも一つの方法です。

Q. 6 個人情報きちんと管理されているの？

A. 6 提供いただいた情報は、自治会内の加入世帯の把握、災害時の安否確認など、目的
内での利用に限定し適正に管理しています。



POINT！

漏えい防止など適正な管理はもちろん、氏名や連絡先などを聞き取る際にも利用目的を
明確に伝えて取得しましょう。

Q. 7 区費が高くて払うことができない

A. 7 区の必要な費用を賄うための金額を算出しています。公平な負担をお願いします。



POINT！

年金生活など低所得の方は一度に多くの金額を払うことが難しい場合があります。月ご
との分割納付を認めるなど、可能な範囲で配慮することも検討しましょう。また自治会によっ
ては、高齢世帯や生活困窮世帯の減免規定を設けて配慮をしています。